

令和6年度

福島町議会

定例会 4月会議 会議録

令和6年4月26日 開会

令和6年4月26日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意
しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よ
りできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫
び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読い
ただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和6年4月26日（金曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○出 席 説 明 員	1 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	1 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○町長あいさつ	3 頁
○管理職の自己紹介	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第2 諸般の報告	4 頁
○日程第3 行政報告	5 頁
1 水産種苗生産施設等の竣工について	
2 北海道福島会総会の開催について	
○日程第4 議案第1号 町税条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	6 頁
○日程第5 議案第2号 令和6年度福島町一般会計補正予算（第1号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	9 頁
○日程第6 議案第3号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	12 頁
○休 会 の 議 決	13 頁
○休 会 宣 告	14 頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
1	町税条例の一部を改正する条例	4月26日	原案可決
2	令和6年度福島町一般会計補正予算（第1号）	4月26日	原案可決
3	令和6年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	4月26日	原案可決

令和6年度

福島町議会定例会4月会議

令和6年4月26日（金曜日）第1号

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	諸般の報告
日程第3	行政報告
日程第4	議案第1号 町税条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第2号 令和6年度福島町一般会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第3号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	諸般の報告
日程第3	行政報告
日程第4	議案第1号 町税条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第2号 令和6年度福島町一般会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第3号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

◎出席議員（9名）

議長	10番	溝部 幸基	副議長	9番	平野 隆雄
	1番	藤山 大		2番	杉村 志朗
	3番	佐藤 孝男		4番	小鹿 昭義
	5番	平沼 昌平		6番	木村 隆
	7番	熊野 茂夫		8番	（欠員）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海 清春	副町長	小鹿 一彦
総務課長	小鹿 浩二	企画課長	村田 洋臣
産業課長	福原 貴之	<small>町民課長兼企画課長兼観光課長</small>	深山 肇
福祉課長	佐藤 和利	建設課長	紙谷 一
町民課参事兼会計管理者	古 一直喜		
教育長	小野寺 則之	事務局長兼学校給食センター長	石川 秀二
監査委員	本庄屋 誠	監査委員	高田 重美

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷 浩行	議会事務局議事係長	山下 貴義
議会事務局議事係	角谷 里紗		

(開会 14時00分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

出席、ご苦労さまです。
ただいまから、令和6年度定例会4月会議を開会いたします。
日程に入る前に、申し出がありますので、町長のあいさつを行います。
鳴海清春町長。

◎町 長 あ い さ つ

○町長（鳴海清春）

どうもご苦労さまでございます。
定例会4月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様には、定例会4月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。
令和6年度の新たな年度がスタートし、早1か月を経過しようとしておりますが、議員の皆さま方には4月11日の福島町有害鳥獣減容化処理施設の竣工式、また、4月19日の福島町温泉健康保養センター吉岡温泉ゆとらぎ館の竣工式にご臨席を賜り、厚くお礼を申し上げます。
さて、4月21日に東京において北海道福島会が開催され、お招きをいただき出席をさせていただきました。その挨拶の中で、道立福島商業高等学校の全国募集の状況などふるさとの近況を伝えさせていただいたところでございます。
また、前日には、北海道ふるさと会連合会の総会にお招きをいただき、第2青函トンネルの取り組みをお話しさせていただきました。
それでは、本日の案件についてですが、まず、能登半島地震災害の被災者の負担軽減を目的とした地方税法等の一部を改正する法律等が2月21日公布・施行されたこと等に伴う町税条例の一部改正となっております。
次に、一般会計の補正の主な内容についてですが、青少年交流センターの増築に関する関連予算の追加補正となっております。
また、歳入においても同様で、ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業補助金などを追加補正計上するものでございます。
また、国民健康保険特別会計の補正の内容については、マイナンバーカードと被保険者証一体化に係るシステム改修業務の追加補正となっております。
そのようなことで、条例の一部改正が1件、一般会計及び国保会計の補正予算が2件、計3件の議案審議をお願いするものでございます。
なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしくお願いをいたします。
以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶といたします。
本日は、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（溝部幸基）

町長のあいさつを終わります。

◎管 理 職 の 自 己 紹 介

○議長（溝部幸基）

4月1日付けの人事により、管理職に異動がありましたので、申し出により異動がありました管理職の自己紹介を行います。
新たに昇任されました管理職から、古一直喜町民課参事会計管理者。

○町民課参事会計管理者（古一直喜）

4月より、町民課の税務と出納室を担当します古一と申します。
よろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

石川秀二教育委員会事務局長兼学校給食センター長。

○教育委員会事務局長兼学校給食センター長（石川秀二）

同じく4月より、教育委員会事務局長兼学校給食センター長の石川といいます。
よろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

異動のありました管理職として、小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

このたび、総務課長の方に異動になりました小鹿です。
引き続きよろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

このたび、福祉課に異動となりました佐藤です。
よろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

深山肇町民課長兼吉岡支所長兼認定こども園福島保育所園長。

○町民課長兼吉岡支所長兼認定こども園福島保育所園長（深山肇）

このたび、認定こども園福島保育所園長を兼務することになりました深山肇です。
どうぞよろしくお願いたします。

○議長（溝部幸基）

自己紹介を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
7番熊野茂夫議員、9番平野隆雄副議長を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。
議会運営委員会の報告を行います。
5番平沼昌平議会運営委員長。

○5番（平沼昌平）

令和6年度定例会4月会議の開会に際し、本日開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

審議日数については、本日1日を予定いたしましたので、議事運営にご協力いただきますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会4月会議の議事は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。
諸般の報告については、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

常任委員会の所管事務調査結果の報告を行います。

1 番藤山大総務教育常任委員長。

○1 番（藤山大）

それでは、諸般の報告の4ページをお開きください。

4月17日に実施しました1件の所管事務調査について、報告書に基づき内容を説明します。

調査事件1 福島商業高等学校の魅力化について。

福島商業高等学校の令和6年度の入学者は29名となり、青少年交流センターの入居者も既に入居済みの人員と合わせると26名となり、このままでは次年度以降の受け入れが出来ない状況となっていることから、町では青少年交流センターの増築を検討、設計を進め、このたび、青少年交流センターの増築に向けた考え方等について資料が示されたことから、その内容を調査したので報告します。

青少年交流センターの増築にあたっての基本的な考え方と今後のスケジュールについては一定の理解をしたが、次の事項について検討願います。

1、青少年交流センターの増築について。

(1) 定住促進住宅整備事業との関連について。

青少年交流センターの増築にあたって、定住促進住宅として運用することについては、前回の委員会で確認しているが、資料では年17名の受入計画であり、受入にあたっては入学生と移住定住希望者の優先度や目標値を超えた場合の町内での受入対応について検討が必要と思慮します。

設備事業費については、施設の増築という観点から現施設の工事費と比較できるように、資料を整理したうえで示されることを望みます。

2、高校の魅力化について。

(1) 今後の福島商業高等学校のPR活動について。

これまでの取り組み等が実を結び29名が入学してくれたことは高校存続に向け大きな前進ですが、全国で同様の取り組みを始めている学校が増えてきており、一定数の生徒を確保するためには、今後の取り組みが重要になると思慮されます。厳しい状況の中でこれからも福島町を選んでもらえるよう、さらなるPRを行っていく必要があると思慮するので検討願います。

(2) 町内におけるレクリエーションの場の整備について。

町内には、春から秋にかけての岩部クルーズなどに比べ冬季は屋外でのレクリエーションの場があまりない。ドローンサッカー等のDXを活用した部活など生徒の希望する活動も魅力ではあるが、年間を通して魅力ある福島町をPRするためにも冬のレクリエーションの場が必要と思慮するので検討されたい。

(3) 学生への支援等について。

青少年交流センターの利用者が26名となり、生活の中で様々な課題も発生していくことが想定されるため、現場と教育委員会で情報共有を進め、子ども達の自主性を尊重しながら安心して生活できる体制づくりに努められたい。

各種イベントへの参加、体験学習等の積極的な実施、アルバイト等（昆布干し、横綱ビーチ監視員など）の斡旋等も検討されたい。

大きな課題となっている人口減少問題の視点から、卒業後の進路、進学などについても福島町の子どもたちと同様に支援する姿勢が重要であり、福島町に愛着を持つ人材を育成し、町へ定住する方策を早急に検討すべきと思慮します。

以上で、総務教育常任委員会の方向を終わります。

○議長（溝部幸基）

諸般の報告を終わります。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

令和6年度福島町議会定例会4月会議の開催にあたり、定例会3月第2回会議以降の行政報告を申し上げます。

1、水産種苗生産施設等の竣工について。

これまで懸案事項とされていた、水産種苗施設等の大型事業が完了し、それぞれ竣工式が行われました。

3月25日には「水産種苗生産センター」が完成し、コンブやウニの持続的な資源の確保とともに、種苗生産の効率化が図られるものと期待しております。

4月11日には「有害鳥獣減容化処理施設」が完成し、竣工式を行いました。今後はハンターの解体処理作業の軽減が図られることにより、有害駆除の推進に寄与するものと思っております。

また、4月19日に新たな「福島町温泉健康保養センター」の竣工式が行われ、新装オープンとなった「吉岡温泉ゆとらぎ館」が、末永く町民の皆さまに親しまれ、「ゆとり」と「やすらぎ」を与えてくれるものと期待しております。

引き続き、新たな公共施設の適正な管理運営に努めてまいります。

2、北海道福島会総会の開催について。

4月21日に東京都において北海道福島会が開催され、溝部議長とともにお招きをいただき出席してまいりました。

総会では、福島商業高等学校の全国募集による成果が表れ、今年度は29名の入学者となったことや、吉岡温泉が新しく建設されたことなど、町の近況を報告させていただきました。

また、会場では海産物などの特産品の販売が行われ、会員の皆様は懐かしい故郷の味を買い求めるなど、久しぶりの再会を楽しみ相互の交流を深めるとともに、ふるさと福島町にあらためて思いを馳せておりました。

町の主な主催事業及び行事等については、別に記載してございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

◎議案第1号 町税条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第4 議案第1号 町税条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古一直喜町民課参事。

○町民課参事（古一直喜）

それでは、議案の5ページをお開き願います。

議案第1号 町税条例の一部を改正する条例。

町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年4月26日提出、福島町長。

内容につきましては、説明資料でご説明させていただきますので、説明資料の5ページをお開き願います。

1、改正の理由。

令和6年能登半島地震災害の被災者の負担軽減を図ることを目的とした、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和6年2月21日に公布、施行されたこと。

また、令和6年度税制改革大綱を踏まえた、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、町税条例の一部を改正するものであります。

2、主な改正の内容。

(1) 個人町民税。

①町民税の減免ですが、町長が条例に定める減免要件のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、

減免する必要があると認める場合は、職権による減免を可能とする規定を導入する改正でございます。

②令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例措置ですが、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により住宅や家財等の資産について損失が生じた場合、その損失金額は雑損控除として、本来は令和7年度分個人住民税において適用対象とするところではありますが、能登半島地震は広範囲において生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大が被害が生じており、かつ発災日が1月1日と令和6年度分個人住民税の課税期間に極めて近接していることなどから、令和6年度分個人住民税において、雑損控除の適用対象とすることができる特例を加える改正でございます。

③個人住民税の定額減税の実施ですが、令和6年度分の個人住民税所得割から定額減税を実施する改正でございます。

また、徴収区分によって税の控除方法が異なるため、その内容についても併せて規定します。

ア、定額減税の対象者ですが、令和6年度の個人住民税所得割が課税される人、合計所得金額が1,805万円以下の人、この2つの条件が当てはまる人となります。

6ページをお願いいたします。

イ、定額減税額ですが、納税義務者本人は1万円、控除対象配偶者または扶養親族（いずれも国内に住所を有する方に限る）1人につき1万円となります。

減税額の内訳は町民税6千円、道民税4千円となります。なお、扶養親族に係る定額減税は、令和7年度分の個人住民税にて実施されます。

ウ、特別控除の実施方法ですが、徴収区分により控除方法が異なっております。

まず、給与からの特別徴収の場合は、令和6年6月分は徴収せず、減税後の年税額を7月から翌年5月までの11か月で徴収します。6月分で控除しきれない場合は、7月分の税額から順次控除されます。

次に、普通徴収の場合は、第1期分（令和6年6月分）から減税額を控除し、第1期分で控除しきれない場合は、第2期以降の税額から順次控除されます。

最後に、公的年金からの特別徴収の場合は、令和6年10月分の年金から減税額を控除し、10月分で控除しきれない場合は、12月分以降の年金から順次控除されます。

エ、財源措置についてですが、定額減税による減収額は、全額国費（地方特例交付金）で補填されます。オ、定額減税しきれない方への対応について。

定額減税の対象者で定額減税可能額が減税前所得割額を上回る（減税しきれない）場合は、その差額を調整給付金として、別途給付いたします。なお、調整給付金の対象となる方には、改めて町からお知らせし、給付時期は町民税額の確定後の令和6年夏以降を予定しております。

（2）固定資産税。

①固定資産税の減免ですが、町民税の減免と同様の要件で、職権による減免を可能とする改正でございます。

②新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用申請の特例措置導入ですが、認定長期優良住宅に係る特例について、マンションの区分所有者からの申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当する場合には特例を適用できることとする改正でございます。

③土地にかかる固定資産税評価額の特例の延長ですが、土地に係る固定資産税の評価額は、原則として評価替え年度の評価額を3年間据え置くこととされておりますが、地下の下落局面においては第2年度分または第3年度に係る賦課期日における評価額が評価替え年度の評価額を下回ることとなり、納税者は、実態の評価額を上回る額に基づく税負担をもとめられることとなります。

このような状況を改善するために、平成9年度の税制改正から第2年度と第3年度においてさらに地下の下落傾向がみられる場合には、市町村長の判断により、簡易な方法で評価額を修正することができる特例措置が講じられており、この特例措置を延長する改正でございます。

④固定資産税（土地）の負担調整措置の延長ですが、固定資産税評価額は、平成6年度の税制改正により地下公示価格等の7割を目処に評価することが決められたことにより、評価額と課税標準額にばらつきが生じるようになりました。

このばらつきを短期間で解消することは、納税者の大きな負担になることから、平成9年度の税制改正から土地の負担水準に応じた負担調整措置を講じており、現行の負担調整措置の仕組みを令和8年度まで延長する改正でございます。

(3) その他としまして、法律改正に伴う条項の削除、条項ずれの修正及び所要の文言整理を行っております。

3、施行期日。

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行します。

(1) 第56条の改正規定につきましては、令和7年1月1日から。

(2) 附則第4条の2を削る改正規定につきましては、公益信託に関する法律の施行の日から。

(3) 第33条の7第1項の改定規定につきましては、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日からとします。

なお、議案の5ページから32ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第1号 町税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 14時22分)

(再開 14時23分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

古一直喜町民課参事。

○町民課参事（古一直喜）

今の説明のうち1点訂正をお願いいたします。

説明書6ページ、ウ特別控除の実施方法において、3つ目、公的年金からの特別徴収の部分を「個人年金からの特別徴収」と説明していますので、その部分を訂正お願いします。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正をいたします。

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第1号は可決いたしました。

◎議案第2号 令和6年度福島町一般会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第2号 令和6年度一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案の35ページをお開き願います。

議案第2号 令和6年度福島町一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度福島町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,364万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,877万4千円とする。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年4月26日提出、福島町長。

まず、「第2表 地方債補正」について説明いたしますので、議案の38ページをお願いいたします。

第2表 地方債の追加でございます。

起債の目的で、青少年交流センター整備事業債で、限度額2億3,130万円、太陽光発電設備等整備事業債で限度額1,860万円、起債の方法、利率についてはご覧のとおりとなっております。

引き続き、起債の内容等について説明いたしますので、説明資料の8ページをお開きください。

起債の目的は、青少年交流センター整備事業債で、補正額2億3,130万円、起債の区分は過疎対策事業債で、充当率75パーセント、交付税算入率は70パーセントで、次に、太陽光発電設備等整備事業債、補正額1,860万円、起債区分は過疎対策事業債で、充当率100パーセント、交付税算入率は70パーセントで、事業実施による追加となっております。

次に、補正予算の歳出から説明いたしますので、11ページをお開き願います。

はじめに、上段の、6款農林水産業費、2項林業費、4目熊等による被害対策費、事務・事業予算名も同様に、443万1千円の追加は、有害鳥獣対策として新たに有害鳥獣駆除員1名を会計年度任用職員として採用するための給与等の追加でございます。

次の段、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費の事務・事業予算名、高校魅力化推進事業費で3億850万円の追加は、青少年交流センター増築工事に伴う工事監理委託料650万円、工事請負費3億200万円の追加となっております。詳細については、このあと教育委員会事務局長より図面によりご説明いたします。

続いて、事務・事業予算名、青少年交流センターゼロカーボン・モビリティ導入事業費4,720万円の追加は、青少年交流センター太陽光発電設備等整備工事に伴う工事請負費4千万円、及びEV車輛導入に係る備品購入費720万円となっております。

12ページをお願いいたします。

12款諸支出金、2項特別会計繰出金、1目繰出金、事務・事業予算名も同様に、351万5千円の追加は、国保会計の追加補正に伴う増額となっております。なお、今回の補正に関連した給与等の増減につきましては、議案の51ページから52ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明いたしますので、9ページをお開きください。

上段の、14款道支出金、2項道補助金、5目教育費補助金2,360万円の追加は、青少年交流センターゼロカーボン・モビリティ導入に係る補助金となっております。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3,983万8千円の追加は、今回の補正に係る財源調整による追加でございます。これにより、今年度の財政調整基金からの繰入額は3億2,983万8千円となります。

4目ふるさと応援基金繰入金5千万円の追加は、企業版ふるさと納税について、青少年交流センター増築財源とするため増額とするものです。

10ページをお願いいたします。

19款諸収入、5項1目雑入で30万8千円の追加は、有害鳥獣駆除員の採用に係る、会計年度任用職員社会保険料負担金収入でございます。

次の段の、20款町債につきましては、先ほど第2表の地方債補正で説明しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第2号 令和6年度福島町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

高校魅力化推進事業、議案説明資料13ページから16ページの補足説明を求めます。

石川秀二教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石川秀二）

それでは、青少年交流センター増築工事、図面について説明いたします。

資料の13ページをお願いします。

まず、図面1ですが、施設の位置図及び配置図となっており、増築棟は既存棟の西側に配置し、渡り廊下で接続します。

基本的には既存棟の仕様を踏襲しており、構造は木造2階建て、個室27室のほか多目的室、浴室などの設備となっております。面積は643.41平方メートルで、1階が343.65平方メートル、2階が299.76平方メートルです。

次に、14ページをお願いします。

図面2ですが、施設の1階平面図となります。

南側に向かい個室10室を配置し、管理人室、多目的室のほかコミュニティラウンジには生徒等が調理できるよう共有キッチンを備えております。

次に、15ページをお願いします。

図面3ですが、施設の2階平面図となります。

1階と同様に南側に個室を配置し、部屋数は17室になります。ホールについては既存棟と同様の作りとなっておりますが、階段が両側に配置されている点が相違点となります。

次に、16ページをお願いします。

図面4ですが、西面及び北面の立面図となります。

上段、西面立面図に記載のとおり、屋根に太陽光パネル22枚が設置されることとなります。このパネルで発電した電気は主に照明用に活用され、使用できる場所はコミュニティラウンジ及びホール、管理人室、トイレ、洗面洗濯室となります。また、停電時においても同様に活用できるものとなっております。

以上で、図面の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

説明資料2の14ページと15ページの図面のところでお聞きしたいのですが、仮ではありますが部屋の方が101から2階で言ったら217というような数字があって、今の新潮学舎の部屋はAとかBで分かれていますのですが、仮ではありますがこの数字の番号のつけ方、これは例えばですけど呼び方を片方はA-101、B-101、こちらの方は101と何も数字の区分的には同じ施設のなかであれば、数字の統一性的なものって今後決めていくことではあるんですが、その数字のつけ方ってどのようにされるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

石川秀二教育委員会事務局長。

○**教育委員会事務局長（石川秀二）**

設計の段階では、まだ既存棟との整合性の方は問わない形で、1階の1号室、2階の1号室というような形で101、201という想定としております。整備にあたっては、既存棟と整合性がとれるような印付けにする予定でおります。

○**議長（溝部幸基）**

1番藤山大議員。

○**1番（藤山大）**

今の説明であれば、今の段階はA、Bで分かれて、今回の増築にあたっては数字のみ、これから決めることではありますが、例えばですけど今こちらの方でA、Bに分かれている部分を、こちらの方の数字がそれに伴って例えばですけど今の段階であればA-106と、Bの部分も10なんぼという数字があるのであれば、ここも全て全体的に101から12なんぼとかという数字で、2階に対してもそういう風な数字でしていくのか、その分け方ですね。

今のところであれば、例えばですけど部屋間違いが起こすわけではないですが、101言うてもA、B付けたり・付けなかったりというような部屋の案内、要は生徒さんだから大体自分の部屋は分かると思うのですが、その辺の部屋の番号の付け方は今後どのようにされるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○**議長（溝部幸基）**

小野寺則之教育長。

○**教育長（小野寺則之）**

ありがとうございます。既存のA、Bは、Aが女子という風な想定をしていて、Bが男子という想定していました。Aの方にはセキュリティでカードがないと入れないという風な仕組みしていたんですけど、この増築にあたっては、今回増築する方を女子棟、今の既存の方を男子棟という風にしたいなという風な今考えております。

今ご指摘のとおり、例えば既存棟の方を10なんぼにして、新しく増築した方を20なんぼにするとかという形で男女で分けようと思っただけなんですけども、そういう風な形で表記ももう一回見直して分かりやすいようにしていきたいなと思っただけなんです。

○**議長（溝部幸基）**

6番木村隆議員。

○**6番（木村隆）**

説明資料の11ページの熊等による被害対策ですけども、現在、町内におそらく2、3名程度銃なり罠の資格を持って駆除に歩いてらっしゃる方いらっしゃると思うんですけども、そういう町内の資格を持っている方を今回会計年度で採用するのか、それとも全く何て言うんですか違う所から呼んでくるものなのか。特殊な仕事ですので、なかなか当てがないと簡単に駆除員お願いしますと募集しても、ならないと思うんですけども、こういった方向性なのでしょうか。

○**議長（溝部幸基）**

福原貴之産業課長。

○**産業課長（福原貴之）**

今の採用の部分につきましては、我々が思っているのは銃を所持している方という部分を想定しての予算要求でございます。

銃の部分につきましては、我々としては猟友会という部分に色々お願いしている経緯がございますので、予算議決いただいた後に猟友会の方に推薦依頼という部分で出して、免許保持者の方を求めていきたいなと考えております。

○**議長（溝部幸基）**

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

先程の教育長の説明であれば、このような言い方ちょっとあれかと思いますが、新しくできる方を女子の交流センターという形みたいなことを言っていたのですが、今後ですが、現状入られている生徒さんの感じ、要は3年間同じ部屋で過ごすという形をとっているのか、それとも1年1年部屋の何て言いますか気分転換ではないですけども、部屋の移動、その辺は行っているのか教育長の方からお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

今年も今の2年生3年生5名いたんですけど、全員、男子はそのままだったんですけど、女子は部屋替えをしております。男子も出来れば次年度は部屋替えをして、やはり3年間使うと、やはり汚れたりするのでちゃんと綺麗に使うんだよという意識付けを込めて、1年1年替えていくようなイメージで考えております。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第2号は可決いたしました。

◎議案第3号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第3号 令和6年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、議案の53ページをお願いいたします。

議案第3号 令和6年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ351万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,643万3千円とする。

令和6年4月26日提出、福島町長。

それでは、はじめに歳出の補正内容を説明いたしますので、67ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費346万5千円の追加は、マイナンバーカードと保険者証の一体化されるに伴う資格確認書を交付するためのシステム変更委託料の追加でございます。この一本化により、従来の保険者証は12月2日以降廃止されますが、廃止時点で交付済みの保険者証については、改正法の

経過措置によりその有効期限まで引き続き使用することができるため、福島町で発行された国保の保険者証は本年7月に一斉更新しますので、有効期限の令和7年7月末まで引き続き使用することができます。

また、12月2日以降、新規の保険証の発行ができなくなりますが、マイナンバーカードを取得していない方やマイナンバーカードを取得しましたが、保険者証の利用登録をされていない方は現段階では申請によらないで資格確認書が公布され、それを医療機関に提示することによって、引き続き医療を受けることができます。

5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費5万円の追加は、医療系システム端末で国保連との情報連携に使用しているパソコン1台のマイクロソフトオフィスライセンス調達に係る使用料の追加であります。

次に、歳入を説明いたしますので、63ページをお願いいたします。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金351万5千円の追加は、歳出の一般管理費と特定健康診査等事業費の補正財源として繰入れするものでございます。

なお、1款総務費のマイナンバーカードと保険者証の一体化に係るシステム改修につきましては、社会保障番号制度システム整備費等補助金、国庫補助10分の10の交付対象となる予定でありまして、今後、補助申請して採択されしだい財源繰替えすることといたします。

以上で、令和6年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第3号は可決いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

4月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和6年度定例会を休会いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

令和6年度定例会を休会することに決定いたしましたので、本日の会議を閉じます。

どうもご苦労さまでした。

(休会 14時45分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 熊 野 茂 夫

署 名 議 員 平 野 隆 雄